

令和7年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第31号】
三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案について・・・ 1
- 2 【議案第33号】
三重県子ども条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 【議案第51号】
三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる
条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 【議案第70号】
ありのままでみえっこプランの策定について・・・・・・・・・・・・ 5

《所管事項説明》

- 1 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（最
終案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）について・・・ 12
- 3 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（最終案）について・・・・ 14
- 4 「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（最終案）について・・・・・・・・ 16
- 5 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のた
めの基本計画」（最終案）について・・・・・・・・・・・・ 18
- 6 「子どもを虐待から守る条例」の改正について・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 「第二期 三重県地域福祉支援計画」（最終案）について・・・・・・・・ 22
- 8 「第二期 三重県再犯防止推進計画」（最終案）について・・・・・・・・ 24
- 9 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）について・・・・ 26
- 10 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・ 28

《別冊》

- ・（別冊1）「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」
（最終案）
- ・（別冊2）「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）
- ・（別冊3）「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（最終案）
- ・（別冊4）「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（最終案）

- ・（別冊５）「三重県ＤＶ防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（最終案）
- ・（別冊６）「子どもを虐待から守る条例 改正案」（中間案）
- ・（別冊７）「第二期 三重県地域福祉支援計画」（最終案）
- ・（別冊８）「第二期 三重県再犯防止推進計画」（最終案）
- ・（別冊９）「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）
- ・（別冊10）計画（最終案）の概要一覧

令和7年3月11日

子ども・福祉部

1 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

1 制定理由

児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけられている一時保護施設について、従来は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する児童養護施設の基準が準用されてきましたが、より手厚い対応をするため、令和4年6月の法改正により、令和6年4月1日に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下「内閣府令」という。）が施行されました。

法第12条の4により、一時保護施設の基準は、内閣府令に従い、又は参酌して県の条例で定めることとされていることから、設備及び運営に関して必要な事項を定めるものです。

なお、法の経過措置により、令和7年3月31日を期限として条例が制定されるまでの間は、内閣府令の基準が条例で定められた基準とみなされます。

2 基準の概要

本条例で定めようとする一時保護施設の基準等は、以下のとおりです。

（1）県独自の基準を設けるもの

本県の実情に、内閣府令と別の基準を設ける特別の事情はないため、該当ありません。

（2）国の基準どおりに定めるもの

外部評価、児童の権利擁護、設備の基準、職員の一般的要件、知識及び技能の向上等、配置、資格その他の職員に関する基準や児童の生活支援、教育等のほか一時保護施設の運営について国の基準どおりに定めます。

3 その他

（1）パブリックコメントについて

本条例骨子案についてパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

（2）県内2か所の一時保護施設の状況について

県内には、北勢児童相談所一時保護所及び中勢児童相談所一時保護所の2か所の一時保護所があり、現状は、内閣府令の基準に沿った運営が実施されています。

4 施行期日

公布の日

2 三重県子ども条例案について

1 改正理由

子どもを取り巻く環境の変化や、子どもの権利侵害が増加している状況をふまえ、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備するため、三重県子ども条例の全部を改正するものです。

2 主な改正内容

主な改正内容は、以下のとおりです。なお、三重県子ども条例案の概要は、別紙 1 のとおりです。

(1) 目的（第 1 条）

- ・条例の目的として、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進めることを規定する。

(2) 定義（第 2 条）

- ・子どもの定義として、18 歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を追加する。

(3) 基本理念（第 3 条）

- ・基本理念として、児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利の基本となる考え方を規定する。

(4) 基本的施策（第 11 条～第 17 条）

- ・条例の目的を達成するために実施する県の基本的施策を規定する。

(5) 計画の策定（第 18 条）

- ・子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画を定めることを規定する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

三重県子ども条例案の概要

三重県の子ども政策に関する課題

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している



子ども条例改正の考え方

- ①子どもの権利を保障することを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施する

目的
(第1条)

子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、
子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりの推進

基本理念
(第3条)

- 次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障すること
- ①子どもは、生まれながらに権利を有し、いかなる理由による差別も受けることがない
 - ②子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる
 - ③子どもは、自分の意見を表明し、多様な社会的活動に参画することができる
 - ④子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される

子ども
の定義
(第2条)

- ・18歳未満の者
- ・18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者

県の責務・
各主体の役割
(第4～9条)

- 県……………子ども施策の策定実施、各主体の取組の支援
保護者……………子どもの養育に関する第一義的責任
学校等……………安心して学べる環境づくり、子どもの権利学習
事業者……………子育てしやすい雇用環境の整備
支援団体……………専門性を生かした子ども・子育て家庭への支援
県民……………子ども施策への関心と理解、協力

基本的施策(県)

(子どもの安全・安心の確保)(第11条)

- ・虐待、いじめその他の権利侵害から子どもを守るため、安全と安心の確保に必要な施策の推進
- ・子どもの権利が侵害された場合に救済を図ることができる体制の整備その他の必要な措置

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)(第12条)

- ・子どもの権利について、保護者、学校等関係者、県民および子ども自身が学ぶ機会の提供

(子どもの育ちへの支援)(第13条)

- ・乳幼児期からの切れ目のない支援、子どもの主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・体験活動の支援、居場所づくりの支援、貧困の状況にあるなど特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)(第14条)

- ・子どもの意見の施策への反映、子どもの意見形成支援、社会的活動への参画の促進

(子育て家庭への支援)(第15条)

- ・多様な子育てと働き方のための環境整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援

(人材の育成、環境の整備)(第16条)

- ・子どもや子育て家庭を支える人材の育成
- ・各主体の活動、市町の子ども施策の促進を図るための環境整備

(相談への対応)(第17条)

- ・子どもや子育て家庭からの相談への対応

施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)(第18条)

- ・施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定

(子どもの視点に立った情報の提供)(第19条)

- ・子どもが情報に触れ、理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供

施行期日 令和7年4月1日

3 三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正（令和6年5月17日公布）に伴い、規定を整理するものです。

2 改正内容

法律名称が「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に変更されるとともに、同法第2条の特定電気通信役務提供者を規定する号数が変更されることから、三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例において、同法を引用している箇所の規定を整理します。

3 施行期日

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

4 ありのままでみえっこプランの策定について

1 計画策定の経緯

「ありのままでみえっこプラン」は、こども基本法第 10 条第 1 項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例案第 18 条第 1 項に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

2 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

3 計画の概要

概要は別紙 2 のとおりです。

4 最終案からの主な変更点

令和 7 年 1 月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明した最終案からの主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 計画の名称

子ども条例の改正及び本計画の策定について検討するために設置した、三重県こども政策検討会議の委員（子ども・若者当事者）と、こども会議の参加グループの子ども・若者の意見をふまえ、計画の名称を「ありのままでみえっこプラン」に決定しました。

(2) 重点的な取組 3「子どもの権利に対する理解の向上」の＜重点目標＞「子ども条例の内容について知っている県民・子どもの割合」（議案別冊 P43）

現状値について「名前も内容も知っている割合」と「名前だけは知っている割合」を合わせた数値としていましたが、子どもの権利の理解度を適切に表した数値とするため、「名前も内容も知っている割合」のみの数値に修正し、併せて目標値を再設定しました。

- ・（現状値）県民の割合：31.6%→4.4% 子どもの割合：34.1%→6.3%
- ・（目標値）県民の割合：56.6%→50.0% 子どもの割合：59.1%→50.0%

(3) 重点的な取組 8「子どもの意見表明及び社会参画の促進」の＜主な取組＞教職員の資質向上研修に関する記載（議案別冊 P62）

教職員の資質向上を図る研修に関する記載について、自己肯定感を育むことで子どもの意見表明や社会参画につなげるような表現にしていたが、子どもの意見表明や社会参画を支援するための研修であることを簡潔に示す表現に修正しました。

(4) 重点的な取組 10「幼児教育・保育、放課後児童対策の推進」の＜主な取組＞幼児保小接続に関する記載（議案別冊 P69）

「保幼小の円滑な接続」という記載を「幼保小の円滑な接続」という記載に修正しました。

(5) 脚注の追記

県の施策の中で特有の意味を持つ用語や多くの県民の方には馴染みのない用語であり、かつ、当該用語の前後の文面からその意味を理解することが困難な場合に、脚注を付けました。

ありのままでみえっこプランの概要

別紙2

計画の策定方針

- ①子ども条例で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視
- ②こども大綱を勘案し、条例にはない「若者支援」「少子化対策」も要素に加える

計画で進捗管理する重点的な取組の柱立て

- (1)子どもの安全・安心の確保
- (2)子どもの権利について学ぶ機会の提供
- (3)子どもの育ちへの支援
- (4)子どもの意見表明及び社会参画の促進
- (5)子育て家庭への支援

方針①

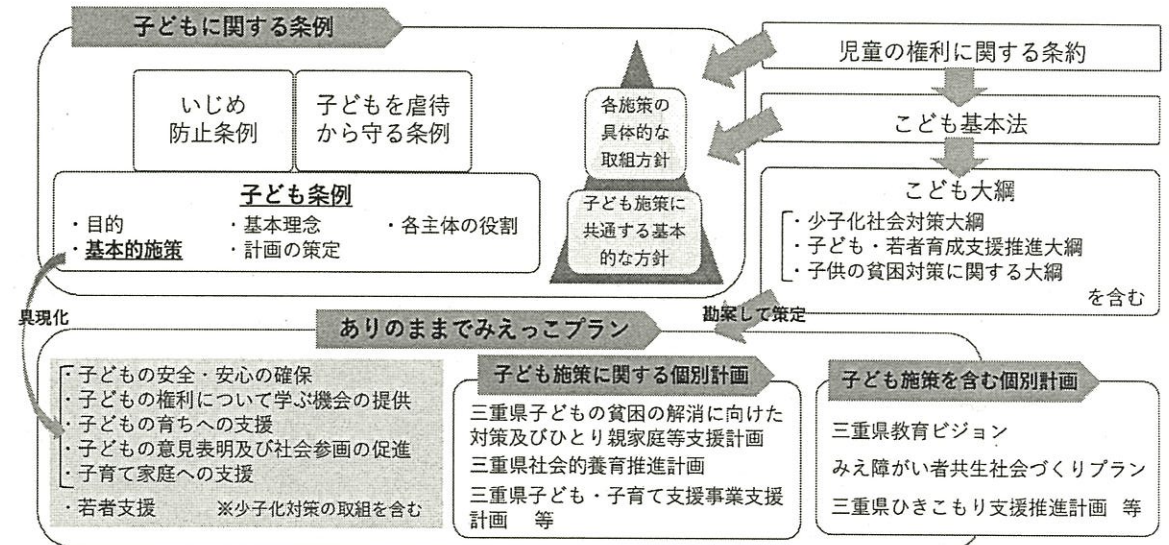
- (6)若者支援

子どもが若者となり、自立するまでの支援

←方針②

※「少子化対策」は(3)(5)(6)に取組として溶け込み

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、子どものライフステージ等の視点で整理した項目も用意



【参考】ありのままでみえっこプランと法令等との関係性

計画がめざす姿

全ての子どもが豊かに育ち、
将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

総合目標

- ・「生活に満足している」と思う子どもの割合
- ・「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合
- ・「子ども施策について自分の意見が聴かれている」と思う子どもの割合
- ・「自分が好きだ」と思う子どもの割合(自己肯定感)

ありのままでみえっこプラン 重点的な取組

別紙2

子どもの安全・安心の確保【第11条】

1 子どもの権利侵害への対応

児童虐待対策【子】
・児童相談所への弁護士増員、専門職の人員確保
・専門性強化に向けた体系的な研修実施
・市町支援コーディネーターの配置による市町における連携体制の強化

いじめ対策【教】

・弁護士によるいじめ予防授業の実施
・いじめ対応情報管理システムの活用

自殺対策【医】

・こころの健康に対する知識の普及
・SNS相談の回線増及び周知

子どもからの相談への対応【子】

・子ども専用相談窓口の運営

権利救済の仕組み【子】

・有識者会議での権利救済の仕組みの検討

体罰の根絶、不適切保育の防止【教、子】

2 子どもを取り巻くリスクへの対応

インターネットに関わるリスクへの対応

・安全で安心なSNS利用の学習、情報モラル教育【教】による啓発、相談対応、被害者支援【環】
・ネット犯罪、トラブル防止教室の実施【警】
・フィルタリングサービスの利用促進啓発【子、警】

性犯罪・性暴力対策

・性暴力根絶に係る条例制定、啓発【環】
・「性暴力被害者支援センター よりこ」による啓発、相談対応、被害者支援【環】
・「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」の運営【教】

通学路等の安全確保

・交通安全教育、通学路の安全点検・見守り活動【教】
・退職警察官の学校派遣、子どもの安全確保の助言【警】
・公園への防犯カメラ設置【土】

防災対策【教、防】

・防災ノートを活用した防災学習の推進
・家庭や地域と学校が連携した防災訓練の実施

子どもの権利について学ぶ機会の提供【第12条】

3 子どもの権利に対する理解の向上

子どもの権利に関する啓発【子】

・子どもの権利に関するパンフレットを多言語で作成、啓発 ※作成に子どもが参画
・子どもの権利に関する県民、保護者向け学習会・研修会の開催

子どもの権利に関する学習【教】

・子どもの人権に関する学習の推進
・教員を対象とした人権教育研修の実施 ※不登校の子ども、ヤングケアラーへの支援含む

子どもの育ちへの支援【第13条】

4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

多様な学び、遊び・体験機会づくり

・みえこどもの城における、乳幼児とその親を対象としたイベントや、子どもの主体性を育むイベントの実施【子】
・子どもの会社見学など地域の主体と連携した取組実施【子】
・農山漁村地域でのふるさと体験活動の推進【農】
・ガイドライン作成による自然保育の導入促進【子】
・学期から発達段階に応じた包括的性教育の推進【子】

多様な居場所づくり【子】

・補助金交付やアドバイザー派遣、勉強会の開催、協力者とのマッチングによる子どもの居場所の運営支援
・フリースクール等民間施設運営団体への運営補助

不登校の子どもへの支援

・SC、SSWによる子どもの相談支援、保護者相談会の開催【教】
・校内教育支援センターの設置促進、指導員の配置支援【教】
・フリースクール利用者への経済的支援【教、環】

5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

・子どもの学習を含めた教育への支援【教、環、子】
・貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援【子】
・養育費に関する相談支援、児童扶養手当による経済的支援【子】
・保護者の就労支援【子、雇】

ヤングケアラーへの支援【子】

・学校や市町等の関係機関の連携、情報共有促進を目的としたアセスメントシートの作成、普及・活用
・高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態把握に向けたアンケート調査の実施

6 社会的養育の推進

社会的養育の推進【子】

・里親養育包括支援体制（フォスターリング機関）による里親への支援
・地域の実情に応じた児童養護施設、乳児院の多機能化・機能転換の促進
・施設入所している高校生の進学に向けた学習支援、退所者に対する生活の場の提供や身元保証に対する補助
・施設等の自立支援体制の充実、措置解除後のアフターケアの環境整備

7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

発達支援【子】

・子ども心身発達医療センターにおける医療機関及び教育機関と連携した専門性の高い支援
・小児科医を対象とした連続講座の開催による支援体制の充実

医療的ケア児への支援

・医療的ケア児・者相談支援センターによる相談対応等の支援【子】
・通学時の看護師の同乗支援【教】
・関係機関と連携した医師、看護師等の人材育成【医】

特別支援教育の推進【教】

・パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎ、発達障がい支援員の配置
・特別支援学校と小中学校の交流、共同学習

外国につながる子どもへの支援【教】

・オンラインも活用した日本語指導の実施
・社会的自立に向けた学習支援、進路相談

子どもの意見表明及び社会参画の促進【第14条】

8 子どもの意見表明及び社会参画の促進

子どもの意見表明、社会参画の機会の充実

・アンケート、オンライン、対面で子どもの意見聴く「キッズモニター+（プラス）」を運営【子】
・子ども施策への子どもの意見反映を目的とした子どもだけで構成する会議体を設置【子】
・一時保護所や児童養護施設などへのアドボカイト派遣【子】

・「人権が尊重される三重をつくることもサミット」の開催【教】
・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材による教職員の理解促進【教】
・校則の見直しに生徒が参画し、意見が反映される取組の実施【教】

子育て家庭への支援【第15条】

9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援

妊産婦、乳幼児ケア【子】

・人材育成やアドバイザー派遣など市町の母子保健体制整備を支援
・広域での多胎教室や多胎家庭の交流会の開催

周産期医療体制の確保【医】

・分娩取扱施設の施設設備の整備への支援、産科医の受入支援に取り組む市町への支援
・周産期医療ネットワーク体制の構築

仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進

・出産・育児とキャリアを両立できる制度整備、風土醸成に向けたセミナー開催や専門家派遣【雇】
・男性の家事育児参画や育児休業取得の促進【子】

子育て家庭への経済的な支援

・市町の医療費助成事業に対する補助【医】

10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

幼児教育・保育の提供

・保育士確保に向けた学生への修学資金貸付や保育実習の質の向上、潜在保育士の就労促進【子】
・保育補助者の雇上げ、保育士の加配を行う保育所への補助【子】
・幼児教育の質の向上、幼保小の円滑な接続に向けた人材派遣【教】

放課後児童対策の推進【子】

・放課後児童クラブの運営、施設整備、利用料の減免への市町助成に対する補助
・学習や体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」の市町運営費に対する補助

若者支援 ※子ども条例の対象外

11 若者への支援

就労支援【雇】

・「おしごと広場みえ」を拠点としたワンストップで総合的な就労支援
・若年無業者の就業に向けたパソコン講座やスキルアップのための訓練の実施

出会い支援【子】

・みえ出逢いサポートセンターによる相談支援、市町等と連携した広域的な出会いの機会の創出
・AIマッチングシステムの導入、利用者の希望に応じたボランティアによるサポート制度

不妊への支援【子】

・不妊治療の助成回数の上乗せ、保険適用外の先進医療への助成、看護師や助産師による専門相談
・企業向け「働きやすい職場づくり応援セミナー」の開催による不妊治療と仕事の両立推進

ひきこもり支援【子】

・ひきこもりについて正しい理解を深めるための啓発
・ひきこもり地域支援センターにおける専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援
・ひきこもり当事者の電子居場所の開設

1 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県社会福祉審議会等における議論等もふまえ、このたび、別冊1のとおり最終案をとりまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）まで

(2) 意見数

1名の方から1件のご意見をいただきました。

(3) 意見に対する考え方

【意見】

母子（父子）家庭への支援の拡充が促進され、安心して仕事、子育てができるようお願いします。

【考え方】

ひとり親の方への支援については、その生活の安定を図り、安心して子育てができるよう、支援の充実に取り組んでいきます。

3 医療保健子ども福祉病院常任委員会での意見に対する考え方

(1) 「ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数」の目標値について

【意見】

目標値を引き上げるべきではないか。

【考え方】

目標値を400人から600人に見直しました。（別冊1 P51、68）

(2) 目標項目「地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合」について

【意見】

目標値を率ではなく実数にするなどして、より実態がわかるよう見直してほしい。

【考え方】

名称を「地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合」とわかりやすい表現に見直しました。（別冊1 P51、68）

なお、県内の小中学校の統廃合による影響を考慮して、引き続き率にて進捗管理を行います。

4 三重県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議での意見に対する考え方

(1) 教育の支援について

【意見】

子どもが学習内容を理解するためには、家庭や地域での学習習慣の定着が大切であると考えられることから、子どもの学習習慣を身につける取組を追加してほしい。

【考え方】

子どもの学習習慣の確立、生活習慣づくりに向けた取組を追記しました。(別冊1 P46、48、55)

【意見】

子どもの貧困等は個人の問題ではなく、社会全体で乗り越えるべき問題であるということを、子どもたちが理解できるよう人権教育を推進してほしい。

【考え方】

人権教育をとおして、貧困等の困難な状況が家族や自分の責任ではないと気づいていく取組を追記しました。(別冊1 P48)

(2) 生活の支援について

【意見】

児童虐待に係る予防の観点から、リスクの高い家庭の保護者を支援する取組を追加してほしい。

【考え方】

要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関等と連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、児童虐待の未然防止を含めた対応に係る取組を追記しました。(別冊1 P54)

5 中間案からのその他の変更等

(1) めざす姿の記載内容の修正

「三重県子ども条例」の改正にあわせ、基本理念の記載内容を修正しました。(別冊1 P42)

6 今後の予定

令和7年 3月	計画の策定 公表
4月～	計画に基づく施策の推進 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会による進行管理

2 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県子ども・子育て会議における議論等もふまえ、このたび、別冊2のとおり最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）まで

(2) 意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

3 市町からの主な意見に対する考え方

(1) 病児保育について

【意見】

県が主導し、地域別に拠点となる医療機関を選定し、各市町からの分担金をもとに、県民であれば、どこも同じ条件で利用できる病児保育事業の実施について検討できないか。

【考え方】

県では、単独の市町における病児保育事業の安定運営に向けた支援に加え、地域間の広域連携を促進し、病児保育施設がない市町の住民が施設を利用できるよう、利便性を高めるための支援を行ってきたところです。

病児保育の事業主体が市町であることを基本として、引き続き、地域の実情をふまえながら、新たな施設の設置や広域連携の促進のために必要な支援を行っていくこととします。

4 三重県子ども・子育て会議での主な意見に対する考え方

(1) 「保育者」の記載について

【意見】

保育に携わるのは保育士のみならず、幼稚園教諭や保育教諭もいることから、保育に関わりを持つ者を総称して「保育者」と記載してはどうか。

【考え方】

現在のところ、「保育者」という言葉は一般的ではなく、混乱が生じる恐れがあることから、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に共通して関係するところは、「保育士等」の表現で記載します。

(2) 保育士の確保について

【意見】

労働条件への不満等を理由に離職する保育士等があり、国は処遇改善を行っていくとしているが、保育士等が継続的に働いていくための具体的なサポートが必要ではないか。また、新規保育士の確保も課題である。

【考え方】

県では、令和6年度から、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」による、アウトリーチでの相談支援に取り組み、保育所等の職場環境の改善を図ることで保育士等の離職防止につなげています。また、令和7年度からは、保育実習担当者向け研修を開催し、質の高い保育実習を行うとともに、保育のやりがいや魅力を伝えることができる保育実習担当者を育成することで、指定保育士養成施設の学生を一人でも多く保育所等への就職につなげ、新規保育士の確保を図っていきたいと考えています。

5 中間案からの主な変更・追加等

(1) 保育士の確保の強化に関する取組内容等の追加

三重県保育士・保育所支援センターの人材バンクとしての機能の強化や、保育士資格取得をめざす学生に対して質の高い保育実習を行うための保育実習担当者への研修の実施等について記載しました。(別冊2 P23～24)

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進に係る取組内容等の記載

ひとり親家庭に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、ひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援、ひとり親への就労の支援など、ひとり親家庭の自立に向けた支援について記載しました。(別冊2 P33～34)

(3) 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進に係る取組内容等の記載

「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰や「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定等を通じた働きやすい環境づくりの取組、企業での育児休業取得促進の取組等について記載しました。(別冊2 P37)

6 今後の予定

令和7年	3月	計画の策定 公表
	4月～	計画に基づく施策の推進 三重県子ども・子育て会議による進行管理

3 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県医療審議会健やか親子推進部会における議論等もふまえ、このたび、別冊3のとおり最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

（1）意見募集期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）まで

（2）意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

3 三重県医療審議会健やか親子推進部会からの主な意見に対する考え方

（1）「子どもの権利」について

【意見】

本計画にも、子どもの権利に関する概念を加えた方がよい。

【考え方】

本計画の基本理念に、改正三重県子ども条例から抜粋して記載しました。（別冊3 P2）

（2）参考指標「睡眠時間が8時間以上の児童生徒の割合」について

【意見】

睡眠時間は大切だが、睡眠の質が重要である。単に時間を示すだけではなく、就寝時間と起床時間を調査するべきではないか。

【考え方】

就寝・起床時刻に関する統計データは把握できていないため、関連するデータとして、「毎日、同じくらいの時刻に寝ている（起きている）子どもたちの割合」を参考指標に加えました。（別冊3 P40）

（3）妊産婦のほっとスポット構築モデル事業について

【意見】

妊産婦のほっとスポット構築モデル事業について、予約が取りづらい状況にある中、「母子生活支援施設等を活用したレスパイトケアを提供します」とするだけでは、次期計画として不十分ではないか。

【考え方】

本事業について、さらなる支援の充実に向けた検討を進める旨追記します。（別冊3 P43）

(4) 産後ケア事業について

【意見】

多くの需要がある産後ケア事業について、県が広域的な支援に向けて、統一したサービスを提供できる仕組みを構築するべき。

【考え方】

産後ケア事業について、妊婦健診や産婦健診と同様に、事業の均てん化に向けて取り組んでいきます。

4 中間案からの主な変更・追加等

(1) 乳幼児健診への取組強化に向けた指標区分の修正

各市町における健診の実施拡大に向けて、5歳児健診について「参考指標」としていたものを、「アウトプット指標」に修正しました。(別冊3 P34、47)

5 今後の予定

令和7年 3月	計画の策定 公表
4月～	計画に基づく施策の推進 三重県医療審議会健やか親子推部会による進行管理

4 「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」(最終案)について

1 計画策定の経緯

「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや市町への説明会における議論等もふまえ、このたび、別冊4のとおり最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月24日(金)まで

(2) 意見数

6名の方から9件のご意見をいただきました。

(3) 主な意見に対する考え方

①切れ目なく隙間のない支援について

【意見】

関係機関等の保有する情報を共有化することが重要ではないか。

【考え方】

県は、4つのステージ(予防的支援ステージ、緊急保護ステージ、社会的養護ステージ、自立支援ステージ)を通じて切れ目ない支援と関係機関等の連携による隙間のない支援に努めます。その際、関係機関等の間の情報を共有化し、ハブ機能(情報の調整機能)を高めていきます。

②自立支援や人材の確保・育成について

【意見】

子どもたちが自立していくための支援や人材の確保・育成していくための支援を展開するべきではないか。

【考え方】

「子どもの自立のための支援」や「人材の確保と育成」について、検討課題として掲げ、実情を調査し、改善に向けた研究を行います。

③里親への支援について

【意見】

里親を支援する関係機関等の専門性の向上や話し合いを大事にする環境づくりをするべきではないか。

【考え方】

里親支援センターやフォスティング機関、あるいは児童相談所の職員等の育成については、専門性の向上に向けて計画的に取り組むとともに、子どもへの支援の充実に向けて、ネットワークづくりにより必要な情報を共有できるような環境を整えていきます。

3 市町からの主な意見に対する考え方

(1) 児童相談所等の人員体制の強化について

【意見】

児童相談所や一時保護所の職員を充実・強化すべきではないか。

【考え方】

県では、児童相談所等の職員数について、国が定める配置基準に基づき、採用を含めた人事異動を行っています。引き続き国の基準を順守できるよう、計画的に増員を行うなど、体制強化に努めていきます。

4 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議からの主な意見に対する考え方

(1) 財源の確保について

【意見】

本計画を推進していくうえで、県の財源確保は重要ではないか。

【考え方】

子育てニーズが多様化する中、今後も県としては、市町と緊密に連携・協力しながら、継続的な財源確保策等について検討していきます。

5 中間案からの主な変更・追加等

(1) 子どもの権利に係る記載の追記

「子どもが権利の主体である」ことについて、常に具体的なイメージを念頭に置くことができるよう、「基本理念」に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定める権利を例示的に追加するとともに、イメージデザインを含め計画全体に反映されるよう変更しました。(別冊4 P2)

6 今後の予定

令和7年	3月	計画の策定 公表
	4月～	計画に基づく施策の推進 検討課題の調査・研究の実施 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設 機能強化部会による進行管理

5 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画策定検討会議における議論等もふまえ、このたび、別冊5のとおり最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月14日（火）まで

(2) 意見数

5名の方から30件のご意見をいただきました。

(3) 主な意見に対する考え方

①DV被害者支援における支援対象者について

【意見】

DV被害者支援における支援対象者の中に男性が含まれるということをもっと記載してはどうか。

【考え方】

第1章の「1. 策定の趣旨」や第3章の「4. 具体的な取組内容」において、支援対象者に男性が含まれるということを追記しました。（別冊5 P2、36）

②DV加害者更正プログラムの実施について

【意見】

DV加害者更正プログラムについて、調査研究状況などの把握だけでなく実施してほしい。

【考え方】

DV加害者更正プログラムの実施に向けて調査研究を行う旨修正しました。（別冊5 P36）

③支援対象者にLGBTQの方を含めることについて

【意見】

支援対象者にLGBTQの方が含まれているが、支援対象が不明確である。

【考え方】

より支援対象者を明確化するために、支援対象者に関する表現を国の基本方針の記載に準拠することとし、LGBTQを「性自認が女性であるトランスジェンダー」という表現に修正しました。（別冊5 目次、P33、38、47）

④子どもの権利について

【意見】

DV被害等により子どもが混乱した状態で、子どもの権利が制限されることのないように、一時保護等における同伴児への対応について、子ども本人の権利を尊重するよう明記してはどうか。

【考え方】

混乱状態にある子どもへの支援を実施するにあたり、子どもの権利を尊重しながら支援することは重要であることから、支援にあたっては子どもの最善の利益を図るという表現に修正しました。(別冊5 P41)

3 三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画策定検討会議での主な意見に対する考え方

(1) 支援フローチャートにおける教育委員会との連携について

【意見】

子どもへのさまざまな支援を実施する中で必要であるため、支援フローチャートの連携ネットワークの中に教育委員会を追加してはどうか。

【考え方】

学籍等の対応をはじめ、支援を実施するうえで連携は必要であることから、連携ネットワークの一つとして「学校・教育委員会」を追加しました。(別冊5 P54)

4 今後の予定

令和7年 3月 計画の策定
公表

4月～ 計画に基づく施策の推進
三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議（新設）による進行管理

6 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

1 条例改正の考え方

令和5年5月に本県で発生した児童の死亡事例を受け、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の報告書で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」などの視点で、これまで有識者会議による検討を重ねてきました。

死亡事例を風化させず、再発を防止するとともに、児童虐待対応のさらなる強化を図るため、次の方向性で条例の改正を行います。

【改正の方向性】

①体制づくり

- ・ 子どもの権利擁護の取組の推進
- ・ 未然防止の取組の推進

②関係機関との連携強化

- ・ 安全確認・安全確保の連携強化
- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化支援

③人材育成（研修）

- ・ 専門職・専門組織としての質の向上
- ・ 死亡事例等から学ぶ研修の実施

2 これまでの検討状況

子どもを虐待から守る条例 改正検討有識者会議	開催日	主な内容
第1回	7月5日	条例改正の必要性、論点抽出
第2回	9月13日	条例改正の論点整理
第3回	10月10日	条例改正の主要論点の検討
第4回	2月14日	中間案（事務局案）の検討

3 中間案の概要

中間案（新旧対照表）は別冊6のとおりです。

なお、改正の主なポイントは以下のとおりです。

（1）関係機関との連携強化

①三重県全体で相談をつなぐワンチーム対応（第9条の2）

- ・ 子どもや家庭の問題解決につなげていくため、日常の支援の範囲で受けた相談内容について、責任を持って他の相談機関につなぐことで、切れ目のない支援を県全体で取り組むことを明記します。

②未然防止の取組の推進（第11条）

- ・ 予期しない妊娠・出産をして不安を抱えている方や、経済的な理由等から医療機関の受診が困難な妊婦が医療を受ける機会を確保できるよう相談先などについて周知し、必要な支援を行います。
- ・ 乳幼児健診の未受診があり、子どもの安全確認ができない場合や、要保護児童対策地域協議会において要保護児童の安全確認ができない場合、市町から児童相談所に送致するなど安全確認のための連携を強化します。

③子どもの安全確認・安全確保の連携強化（第12条、第16条）

- ・ 児童相談所だけでは子どもの安全確認や一時保護の実施が困難な場合など、児童相談所から警察への援助要請を行うことについて明記します。
- ・ 子どもの一時保護を解除する際の市町及び関係機関等との連携など、家庭復帰後の安全確保のための連携強化を図ります。

（2）体制づくり

①子どもの意見表明支援（第18条）

- ・ 子どもの権利擁護を促進するため、子どもが意見表明しやすいよう支援体制を整備します。

②警察との連携（第23条）

- ・ 子どもに生命の危険や、心身の発達に重大な影響を及ぼす虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有し、連携します。

③市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援（第25条）

- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、必要な支援を行うことを明記します。

（3）人材育成

①重大事例の再発防止をチームで学ぶ（第28条）

- ・ 児童相談所、市町、警察等の関係機関とともに死亡事例検証結果を研修等に活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めます。

4 今後の予定

令和7年 3月～ パブリックコメントの実施
医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
議案提出
医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
公布

7 「第二期 三重県地域福祉支援計画」(最終案)について

1 計画策定の経緯

「第二期 三重県地域福祉支援計画」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県地域福祉推進会議における議論等もふまえ、このたび、別冊7のとおりに最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)まで

(2) 意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

3 医療保健子ども福祉病院常任委員会での意見に対する考え方

(1) 高齢者の単身世帯数について

【意見】

「第2章 地域福祉を取り巻く状況」において、高齢者の単身世帯数を掲載してほしい。

【考え方】

高齢者の単身世帯数の推移や推計を明示しました。(別冊7 P5)

(2) 災害時における要配慮者への支援について

【意見】

災害時における要配慮者への支援として、避難所運営訓練に三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)の派遣を行うなど、取組の強化を行ってほしい。

【考え方】

「第4章 施策展開」の「4 災害時における要配慮者への支援体制の充実」において、災害福祉支援ネットワークの体制強化にあたって、市町やDWA Tと連携した一般避難所等における災害時要配慮者の受け入れ訓練など、実践的な研修を実施する取組を追記しました。(別冊7 P55)

4 中間案からのその他の変更等

(1) 事例集の掲載

市町、社会福祉協議会、関係団体等が他団体の取組を参考としていただくことで、本計画の着実な推進につなげられるよう、三重県地域福祉推進会議から推薦のあった事例を「事例集」として掲載しました。(別冊7 P74~112)

5 今後の予定

令和7年 3月 計画の策定

公表

4月～ 計画に基づく施策の推進

三重県地域福祉推進会議による進行管理

8 「第二期 三重県再犯防止推進計画」(最終案)について

1 計画策定の経緯

「第二期 三重県再犯防止推進計画」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県再犯防止推進会議における議論等もふまえ、このたび、別冊8のとおりに最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)まで

(2) 意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

3 医療保健子ども福祉病院常任委員会での意見に対する考え方

(1) 依存症を抱える者への支援等に関する取組について

【意見】

アルコール依存症の方への支援について、三重断酒新生会は重要な役割を果たしているので、計画に記載してはどうか。

【考え方】

依存症問題を抱える当事者・家族等を支援する依存症ネットワーク会議における主な構成団体として、三重断酒新生会を明示しました。(別冊8 P26、36)

4 三重県再犯防止推進会議での意見に対する考え方

(1) 犯罪に至った者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上に関する取組について

【意見】

県において、協力雇用主の社会的評価の向上を図るための取組を検討できないか。

【考え方】

協力雇用主の社会的評価の向上を図るための取組について、関係部局と連携して検討を進めることを追記しました。(別冊8 P18)

5 中間案からのその他の変更等

(1) 関係機関の業務概要等の掲載

関係機関の業務概要、用語集等を掲載しました。(別冊8 P48～97)

6 今後の予定

令和7年 3月 計画の策定
公表

4月～ 計画に基づく施策の推進
三重県再犯防止推進会議による進行管理

9 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」は、令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、ご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県ひきこもり支援推進委員会における議論等もふまえ、このたび、別冊9のとおり最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）まで

(2) 意見数

1名の方から2件のご意見をいただきました。

(3) 意見に対する考え方

①切れ目ない支援体制の構築について

【意見】

義務教育の期間から一体的な取組が必要だが、義務教育卒業後に制度の狭間に陥り、支援にうまくつながっていないケースがある。市町の課題だと思うが、県から市町に対する何らかの後方支援が必要ではないか。

【考え方】

各市町においては、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の整備を進めているところであり、県では、専門性の確保に向けた研修会を開催するなど、各市町のニーズをふまえ、支援を実施します。

また、市町の教育支援センターに配置したスクールソーシャルワーカーが地域の関係機関と連携し、中学卒業時に支援が途切れないための取組を進めています。

②市町の相談窓口職員の資質向上について

【意見】

精神保健福祉士等、福祉の相談援助職が対応できるような体制づくりや、相談援助スキル等を習得できる仕組みが必要ではないか。

【考え方】

本計画では、施策展開の柱の1つとして新たに「支援者支援」を位置づけ、支援者スキルアップの機会の提供等に取り組むとともに、市町が抱える困難ケースに対しては、三重県ひきこもり地域支援センターが設置する「多職種連携チーム」による専門的支援を進めていきます。

3 中間案からの主な変更・追加等

(1) 支援対象者の考え方の追記

令和7年1月に策定された厚生労働省事業による「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の考え方をふまえ、本計画の支援対象者に係る考え方を追記しました。(別冊9 P2)

(2) 実態調査結果データの更新等

県ひきこもりに関する実態調査におけるアンケート調査結果について、確定データに更新するとともに、実態調査から見えてきたことを一覧にまとめたページを追加しました。(別冊9 P11、33～41、52)

4 今後の予定

令和7年 3月 計画の策定
公表

4月～ 計画に基づく施策の推進
三重県ひきこもり支援推進委員会による進行状況の検証

10 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年11月21日～令和7年2月16日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和6年11月22日
3 委員	会 長 松浦 直己 委 員 青山 弘忠 他9名
4 諮問事項	1 「子どもを虐待から守る条例」に基づく年次報告について 2 「子どもを虐待から守る条例」の改正について 3 「三重県一時保護施設の基準を定める条例」の制定について 4 「三重県社会的養育推進計画(I期)」の策定について 5 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定について 6 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年12月13日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年12月17日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	6名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和6年12月20日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 阿保谷 季之 他10名
4 諮問事項	1 「三重県子ども条例」の改正について 2 「三重県こども計画（仮称）」（中間案）について 3 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（中間案）について 4 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）について 5 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（中間案）について 6 「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（中間案）について 7 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（中間案）について 8 「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）について 9 「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）について 10 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和7年1月7日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 鬼塚 俊明 他4名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校におけるいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年1月10日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	令和7年1月20日
3 委員	部会長 安田 和夫 委 員 深川 誠子 他6名
4 諮問事項	1 「第2次三重県手話施策推進計画」の取組実績（令和5年度）について 2 「第3次三重県手話施策推進計画」の取組状況（令和6年度）について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和7年2月4日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委 員 土谷 長子 他14名
4 諮問事項	1 令和6年度における実施状況について 2 第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について 3 令和7年度に向けての国の動向について（保育対策・放課後児童対策）
5 調査審議結果	上記事項について、報告、審議及び意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	令和7年2月5日
3 委員	部会長 野村 豊樹 委 員 小畑 英慎 他9名
4 諮問事項	「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」の策定について
5 調査審議結果	上記事項について、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和7年2月14日
3 委員	会 長 松浦 直己 委 員 阿保谷 季之 他10名
4 諮問事項	1 部会の審議内容について 2 「子どもを虐待から守る条例」の改正について 3 「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について 4 「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」の策定について 5 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定について 6 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和7年2月14日
3 委員	会 長 菊池 紀彦（代理 森井 博之） 委 員 北川 清美 他14名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 3 三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について
5 調査審議結果	事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	